

第4回 子ども家庭福祉人材の専門性確保WG	資料2
平成28年12月9日(金)	

児童福祉司等の義務研修等の骨子案

下記の内容を基本に、告示(厚生労働大臣が定める基準)化及び通知化等の策定作業を、来年4月の施行に向け今後省内で進めていく。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標※1	資料2－1参照	資料2－2参照	資料2－3参照	資料1－1参照
カリキュラム※2	資料2－4参照	資料2－5参照	資料2－6参照	資料1－2参照
時間数等	30時間(90分×20コマ) 講義を中心に演習と一体的に実施	30時間(90分×20コマ) 演習を中心に講義と一体的に実施	28.5時間(90分×19コマ) 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間(90分×19コマ) 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日程度、後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、または3日程度を2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 (平成29年度は試行的実施)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人
受講対象者	・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者 ・社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間及び児童相談所の所員として勤務した期間が2年以上である者 ・社会福祉主事たる資格を得た後、3年以上児童福祉事業に従事した者	児童福祉司□	児童福祉司スーパーバイザー□	要保護児童対策調整機関に配置される専門職
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること	講師は各科目を教授するのに適当な者であること	講師は各科目を教授するのに適当な者であること	講師は各科目を教授するのに適当な者であること
研修の修了	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)
その他	資料2－7参照			

※1 「到達目標」とは、業務を遂行するための専門性を確保するために必要な目標

※2 「カリキュラム」とは、到達目標を達成するために必要な科目と時間

講習会・各研修会の科目等一覧

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科 目	コマ数	番号	科 目	コマ数	番号	科 目	コマ数	番号	科 目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパーヴィジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護による自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護による自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護の自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパーヴィジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の暮らしに関する法と制度の理解と活用	1
合計	20コマ【30時間】		合計	20コマ【30時間】		合計	19コマ【28.5時間】		合計	19コマ【28.5時間】	

※ 1コマ＝90分

※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。